

名護市新設斎場火葬炉整備事業者
選定プロポーザル実施要項

名護市 環境水道部 環境対策課

名護市新設斎場火葬炉整備事業者選定プロポーザル実施要項

1 目的

斎場（火葬場）は地域社会における必要不可欠な都市施設であるが、高齢化する日本においては、斎場（火葬場）は、今後も利用者が増えることが想定されるため、利用者にとって利便性の高い施設であることが期待される。

老朽化が進む名護市斎場においても、将来的な火葬需要に対応可能な施設整備、かつ、名護市における火葬行政サービスの向上を図ることを目指し、長期的及び総合的な観点から課題や施設整備の方向性を整理し、「名護市斎場基本構想」及び「名護市斎場基本計画」を策定した。

本プロポーザルは、名護市新設斎場を整備するにあたり策定された基本構想及び基本計画に基づき、斎場機能として重要な「火葬炉設備」の設計を行う最優先候補者を選定することを目的とする。

2 業務委託概要

名 称 : 名護市新設斎場火葬炉設備設計業務委託

履 行 期 間 : 契約締結の日 から 令和10年3月31日まで（予定）

履 行 場 所 : 名護市 大西 地内

委 託 上 限 額 : 6,600,000円（税込価格）

※上記金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

委託業務内容 : 火葬炉設備の設計及び運営・支援システムの設計とし、仕様等については別紙要求水準書による。

※名護市が別途発注する新設斎場の建築設計者との協議に基づいて行うものとする。

※都市計画変更手続きにおいて、火葬炉に係る資料が必要な場合には、その資料作成を含む。

3 工事概要

名 称 : 名護市新設斎場火葬炉設備工事

工 事 期 間 : 契約締結の日 から 令和12年12月まで（予定）

工 事 場 所 : 名護市 大西 地内

工 事 上 限 額 : 357,500,000円（税込価格）

※上記金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

工 事 内 容 : 火葬炉設備の製作及び据付工事とし、仕様等については別紙要求水準書による。

4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、技術提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

(1) 過去10年以内（平成28年4月1日以降）に地方公共団体（地方自治法第284条第2項に定める一部事務組合を含む。）の発注した、火葬炉を一契約で2炉以上製造・納入・設置する工事を、元請で契約し完成・引渡し完了した実績を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではな

いこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続等を行っていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (7) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税 ③固定資産税）を滞納していないこと。
- (8) 本事業の支援業務受託者（パシフィックコンサルタンツ株式会社）と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

5 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項 目	期日又は期限
案件公表（公告）	令和8年8月6日（木）
参加表明書の提出期間	令和8年8月6日（木）から 令和8年8月21日（金）午後5時必着
参加確認結果通知及びプロポーザル 技術提案書類提出要請の交付	令和8年8月25日（火）
質問書の提出期間	令和8年8月6日（木）から 令和8年9月8日（火）正午必着
質問の回答	令和8年9月15日（火）
技術提案書類の提出期限	令和8年10月7日（水）午後5時必着
プレゼンテーション及びヒアリング の実施	令和8年10月29日（木）
結果通知	令和8年11月2日（月）
契約予定時期	令和8年11月上旬

(2) 配布資料

- ア 参加表明書 【様式1】
- イ 会社概要表 【様式2】
- ウ 技術提案提出書 【様式3】
- エ 業務実績表 【様式4】

- オ 業務執行体制表【様式5-1、5-2】
 - カ 技術提案書【様式6～9】
 - キ 提案価格書【様式10-1、10-2】
 - ク 質問書【様式11】
 - ケ プロポーザル参加辞退届【様式12】※参加を辞退する者のみ
 - コ 優先交渉者選定基準
 - サ 要求水準書
- ※名護市ホームページ内より入手可。

(3) プロポーザルに関する質問の受付

- ア 受付期限：令和8年9月8日（火）正午まで（必着）
- イ 提出方法：質問書【様式11】によりメールにて担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。
※口頭による質問は不可とする。
- ウ 回答方法：令和8年9月15日（火）にメールにより技術提案資格者全員に対して回答する。

(4) 参加表明書の提出

- ア 提出期限：令和8年8月21日（金）午後5時（必着）
- イ 参加表明提出書類：別紙1参照
- ウ 提出方法：担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。
※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(5) 参加資格確認結果通知の交付

- ア 交付日：令和8年8月25日（火）
- イ 交付方法：郵送（電子メールにて写しを送付）
- ウ その他：参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(6) 技術提案書類等の提出

- ア 提出期限：令和8年10月7日（水）午後5時（必着）
- イ 技術提案書類及び提出部数：別紙2参照
- ウ 提出方法：担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。
※担当課による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

- ア 実施日：令和8年10月29日（木）予定

イ 所要時間 : プレゼンテーション 30分 質疑応答 20分 (合計50分)

ウ その他 :

- ・ 説明者については、本業務を担当する管理者とする。
- ・ 参加者は、説明者を含む3名以内とする。
- ・ 説明内容については、提出した技術提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
- ・ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、技術提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。
- ・ プレゼンテーションの順番は、技術提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに待機すること。
- ・ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

6 評価方法等

- (1) 本プロポーザルの実施に当たっては、技術提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。
- (2) 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護市斎場火葬炉選定評価・審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優秀候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおりを選定する。
- (4) 最低基準点は、60点×審査した委員数とする。
- (5) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- (6) 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- (7) 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

7 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- (4) 本実施要項「2 委託業務概要」又は「3 工事概要」の上限額を超える金額が提案された場合
- (5) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他本要項に違反した場合

8 契約の締結

- (1) 優先交渉権について

ア プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に

対して、本火葬炉整備の契約に係る優先交渉権が与えられる（以下「優先交渉者」という。）。

イ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

ア 名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令 1 号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。

イ 名護市新設斎場火葬炉設備設計業務委託契約（令和 8 年度）優先交渉者から火葬炉設計業務の見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。

ウ 名護市新設斎場火葬炉設備工事契約（令和11年度）優先交渉者から火葬炉設備工事の見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して仮契約を締結するものとする。（本契約は、議会の議決を得たときに成立する。）

※上記予定価格については、契約時における社会情勢や物価水準等を考慮する。

(3) 契約保証金について

契約保証金契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 留意事項

議会において当該契約にかかる予算が認められなかった場合は、契約を締結できないことがある。

これに伴い、優先交渉者に損害が生じた場合においては、その損害について市は一切負担しないものとする。

9 その他

(1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。

(3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要の場合に提案者に承諾なく無償で利用できるものとする。

(4) プロポーザルの結果は、公開するものとする。（最優秀提案者及び総合評価点数も含む。）なお、提出された技術提案書等は、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。

(5) 1 事業者あたりの技術提案は、1 件までとする。

(6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式12】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

10 問合せ先

名護市 環境水道部 環境対策課 環境政策係 担当 : 仲村・宜保

住 所 : 〒905-0001 沖縄県名護市字安和1863番地13

T E L : 0980-43-0101 [自動音声ガイダンス 4]

E-mail : takumi-n@city.nago.lg.jp

(要項 5(4)イ関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左 2 箇所ホッチキス留めとし、2 部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提出書類	備考	区分
1	参加表明書【様式 1】	記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式 2】	記載は 1 項以内とする。任意様式で組織図を添付すること	○
3	業務実績表【様式 4】	業務の実績を証する書類の写しを添付すること	○
4	登記事項証明書又は登記簿謄本(写し可)	3 か月以内に発行されたものを提出すること	○
5	各税に関する証明書(直近 1 年分) (写し可)	3 か月以内に発行されたものを提出すること	
	(1) 法人の名護市税完納証明書	①市県民税 (普通徴収・特別徴収) ②法人市民税 ③固定資産税	△
	(2) 代表者の名護市税完納証明書	すべての名護市税が対象	△
	(3) 沖縄県の法人事業税(個人事業税)の納税証明書	完納証明書は不可	△
	(4) 国税納税証明書	法人事業者は、様式その 3 の 3 個人事業者は、様式その 3 の 2	○

※No. 5 (1)から(3)については、沖縄県又は名護市に納税義務がある者のみ提出すること。

(要項 5(6)イ関係)

別紙 2 技術提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

ア 技術提案提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10 mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

イ 技術提案書を受領した後の提案内容の追加、修正等及び再提出は認めない。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

ア 原本（技術提案書類一式）： 1 部（片面印刷）

イ 副本（技術提案書類一式）： 15部（片面印刷）

※技術提案書類一式は、ファイリング（A 4 版）して1 部としてください。

※原本及び副本には、ページ番号を記載してください。

※技術提案書の電子データ：PDFデータをCD-Rにて提出してください。

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

ア 技術提案提出書【様式 3】

記名及び押印の上、提出すること

イ 会社概要表【様式 2】

別紙 1 参加表明提出書類について(2)No. 2 同様。

ウ 業務実績表【様式 4】

別紙 1 参加表明提出書類について(2)No. 3 同様。

エ 業務執行体制表【様式 5－1・5－2】

オ 技術提案書【様式 6～9】

a 技術提案書には別紙 3 に掲げる評価項目及び要求水準書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。

b 頁数については様式集による。

カ 提案価格書【様式10－1、10－2】

積算にあたっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

キ 設計仕様書

要求水準書を基に作成し、提出すること。

ク その他必要な書類

要求水準書を満たす試験結果等

(4) 上記(3)で示した書類をア～クの順でつづり、ア～クの項目ごとにインデックスをつけること。また、ア～クの順に通しでページ番号を付すこと。

(要項 6 (3)関係)

別紙 3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

【事務局審査】

評価項目			配点
1	設計・施工実績 (15 点)	過去 10 年以内に同種業務・工事の実績を有しているか（県内実績を優先とする）	15
2	提案価格 (10 点)	10 ×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。	10

【委員審査】

評価項目			配点
1	技術提案内容 (70 点)	①火葬炉整備に関する基本的な考え方	10
		②火葬炉設備の性能	10
		③火葬炉設備の環境に対する配慮	10
		④火葬炉設備の安全対策及び非常時の対応	10
		⑤設計・施工の連携体制	5
		⑥維持管理に関する配慮	5
		⑦運営支援システムの性能	5
		⑧実施体制	5
		⑨工程計画	5
		⑩リスク管理計画	5
2	プレゼンテーション (5 点)	説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5

満点：100

※設計だけでなく、施工・維持管理についての提案も求める。

※技術提案書の様式 9－1 の「火葬炉設備計画図書」については、関係する項目において審査する。

※提案価格については、設計費及び工事費を対象とする。

※工事期間は令和11年6月～令和12年12月まで、供用開始は令和13年1月を予定している。

提案内容の評価の項目及び評価基準（委員審査）

評価項目		配点	評価基準	様式
1 設計・設置工事に関する事項		70点		
①火葬炉設備に関する基本的な考え方		10点	ア 事業の目的、施設の整備方針、葬送習慣、事業区域の特性等（高さ制限10m未満）を十分に理解したうえで提案がされているか イ 火葬炉整備業務の実施体制は、役割・責任分担や実績などに裏付けられた効果的な人員配置、有資格者の配置で構築されているか	6-1
②火葬炉設備の性能		10点	ア 主燃焼炉の燃焼効率の向上および再燃焼炉のばい煙、臭気の除去に効果的な提案がされているか イ 排ガスの処理や集塵装置など、有害物質や臭気の除去に関する適切な目標値の設定および目標を達成する提案がされているか ウ 塩害など本施設が立地する地域特有の条件下でも十分に耐久性能を発揮する材料の選択、提案がされているか	6-2
③火葬炉設備の環境に対する配慮		10点	ア 事業区域内外及び建物内の環境保全対策（大気、騒音、振動、悪臭、ダイオキシン等）の提案がされているか イ 環境にやさしいエネルギー、資源・マテリアル対策、LCCO₂の削減、工事中のリサイクル対策等の工夫がなされた火葬炉設備計画の提案がされているか	6-3
④火葬炉設備の安全対策及び非常時の対応		10点	ア 火葬炉運転職員が安全に火葬業務に従事するための対策について、火葬制御に関するシステムの具体的な提案がされているか イ 災害・故障時について、炉の燃焼の安全停止、火葬炉制御システムのバックアップなど、具体的な提案がされているか ウ 運営開始後の不具合に対するアフターサービス体制について具体的な提案がされているか	6-4
⑤設計・施工の連携体制		5点	ア 工程管理・工法について、建築事業者等との調整方法や仮設計画など円滑に工事を進めるための提案がされているか	6-5
⑥維持管理に関する配慮		5点	ア 日常の運営や火葬炉設備のメンテナンスの容易性など、維持管理に対する安全性、経済性、ライフサイクルコストの軽減等を考慮した具体的な工夫について提案がされているか イ 火葬炉設備の仕様や配置計画など、将来的に	7-1

評価項目		配点	評価基準	様式
			他メーカーでの更新も考慮した提案がされているか ウ 燃焼状況や排気ガス成分状況のモニタリングや記録保管の対応は、適切な提案がされているか エ 整備後の修繕及び更新費（参考）に関する提案がされているか	
	⑦運営支援システムの性能	5点	ア 運営支援システムは、利用者及び管理者の利便性に配慮した、効果的な提案がされているか イ セキュリティ対策について、具体的な提案がされているか ウ システムの改修や更新時の対応、非常時のバックアップに関する具体的な提案がされているか	7-3
	⑧実施体制	5点	ア 本事業に対する姿勢、技術力は実績に基づいたものであり、業務遂行について適切な提案がされているか イ セルフモニタリング等の品質管理についての具体的な提案や実施体制、市に対する報告体制等について適切な提案がされているか	8-1
	⑨工程計画	5点	ア 火葬炉設備事業者及び市のチェック期間や手続き期間などを考慮した、適正な設計工程の提案がされているか イ 施工実績などに基づき、関係法令を遵守した適切な工事工程の提案がされているか	8-2
	⑩リスク管理計画	5点	ア リスク管理(安全管理、施工管理、社会情勢、自然災害等)について検討し、その対応等の提案がされているか	8-3
2 プレゼンテーション及びヒアリング		5点		—
	プレゼンテーション及びヒアリング	5点	ア 技術提案書の内容について、わかりやすく説明がされているか イ 質問に対して、内容を理解し的確に答えられているか	—

(要項 6 (3)関係)

別紙 4 全委員の審査得点の合計が同点だった場合

- 1 最高得点者のうち、各委員の審査得点が高い方が 1 位とし、1 位とした者が多い方を最優先候補者とする。

(例 1)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	420
イ社	85	70	95	90	80	420

※上記例 1 の場合、ア社の得点が高い委員が 3 人、イ社の得点が高い委員が 2 人となるため、ア社を最優先候補者とする。

- 2 上記 1 において、どちらも同人数だった場合は、各委員が 1 位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優先候補者とする。

(例 2)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社	85	85	85	95	350
イ社	90	75	95	90	350

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社		85		95	180
イ社	90		95		185

※ア社を 1 位とした委員の合計点数が 180 点、イ社を 1 位とした委員の合計点数が 185 点となるため、イ社を最優先候補者とする。

- 3 2 においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。
- 4 3 においても同点だった場合は、副委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。
- 5 4 においても同点だった場合は、プレゼン審査の評価項目「1 技術提案内容」において、全委員の審査得点の合計が高い方を最優先候補者とする。全委員の審査得点が高同点だった場合は、1 ～ 4 の手順を準用し、最優先候補者を選定する。
- 6 5 においても同点だった場合は、くじ引きにより決定する。